

平成28年度事業計画書

公益財団法人鳥取市環境事業公社

I 基本方針

平成28年度は、合理的かつ適正な人員配置を行い、積極的な公益目的事業の推進と経営基盤の強化に努め、公益法人として社会的使命を果たしてまいります。

また、昨年に引き続き職員研修に力を入れ、職員一人一人の質の向上を目指すとともに、業務車両のラッピングやイメージキャラクターの活用などによりイメージアップを図り、広く市民に愛される公社となるよう努めます。

II 事業計画

1 公益目的事業1 <生活環境の清潔の保持及び公衆衛生の向上に関する事業>

(1) し尿の収集運搬

鳥取市内（鳥取地域、国府地域）の家庭や事業所から排出されるし尿を汲み取り、因幡浄苑に運搬します。

年 度	予定収集量(kl)	職 員 (人)				車両(台)
		運転手	作業員	事務員	計	
28	4,600	4	0	1	5	3
27	4,800	4	0	1	5	3
差引増減	△ 200	0	0	0	0	0

(2) し尿及び集落排水汚泥の中継運搬

鳥取市及び周辺地域において中継槽に一時貯留されているし尿を、因幡浄苑へ運搬します。

年 度	基地数 (基)	予定運搬量 (kl)	職 員 (人)			車両(台)
			運転手	作業員	計	
28	7	19,000	4	2	6	3
27	7	19,500	4	2	6	3
差引増減	0	△ 500	0	0	0	0

(3) 浄化槽の清掃及び維持管理

ア 浄化槽清掃事業

浄化槽設置者（市民等）との契約により、浄化槽法の規定に基づく適正な浄化槽清掃を実施します。

イ 浄化槽保守点検事業

浄化槽設置者（市民等）との契約により、浄化槽法に基づく適正な保守点検を実施し、浄化槽機器の正常な機能を維持します。

ウ 浄化槽の適正管理のための啓発事業

浄化槽の保守点検等を行っていない浄化槽設置者（市民等）を訪問し、浄化槽の保守点検や清掃、法定検査の必要性について説明を行います。また、環境衛生週間（浄化槽の日）の新聞広告に協賛するなど、浄化槽の適正管理のための啓発を行います。

年度	作業種別	予定取扱量	職 員 (人)					車両 (台)
			技術員	運転手	作業員	事務員	計	
28	清 掃	2,300 基	5	4	1	1	11	11
	付随工事	250 件						
	維持管理	単独 890 基						
		合併 500 基						
27	清 掃	2,350 基	4	4	1	1	10	11
	付随工事	250 件						
	維持管理	単独 920 基						
		合併 480 基						
差 引 増 減	清 掃	△ 50 基	1	0	0	0	1	0
	付随工事	0 件						
	維持管理	単独 △ 30 基						
		合併 20 基						

(4) 家庭ごみ収集運搬

鳥取市内の家庭から排出される生活ごみ（可燃、資源、食品トレー、小型破碎、プラスチック、ペットボトル、大型ごみ、古紙）の収集運搬を行い、併せて、分別排出の徹底や適正排出の促進のための啓発活動を行います。

区分	年度	対象世帯	収集回数	職員(人)			車両(台)		
				運転手	作業員	計	圧縮車	平床車	計
可燃	28	62,747	週 2	13	14	27	10	0	10
	27	62,411	週 2	13	14	27	10	0	10
資源・トレー	28	62,747	〃 1	7	7	14	4	3	7
	27	62,411	〃 1	7	7	14	4	3	7
小型破砕	28	62,747	〃 1	4	4	8	4	0	4
	27	62,411	〃 1	4	4	8	4	0	4
プラスチック	28	62,747	〃 1	5	5	10	4	0	4
	27	62,411	〃 1	5	5	10	4	0	4
ペットボトル	28	62,747	月 2	4	5	9	3	0	3
	27	62,411	月 2	4	5	9	3	0	3
大型	28	62,747	申込	3	4	7	0	3	3
	27	62,411	申込	3	4	7	0	3	3
古紙	28	62,747	月 1	2	4	6	2	0	2
	27	62,411	月 1	2	4	6	2	0	2
差引増減		—	—	0	0	0	0	0	0
注：1. 乾電池等収集は小型破砕に含む。 2. 大型ごみ運転手の内1名は、受付センター職員。									

(5) 家庭ごみ個別収集運搬

鳥取市と連携し、一部地域を対象に、高齢者や身体障がい者等、ごみステーションまでのごみ出しが困難な家庭に対する個別収集を無料で行います。

(6) 不法投棄等監視パトロール

鳥取市民の日常における生活環境を守り、自然環境を保護するため、当公社の保有・管理車両全てをパトロール車として位置付け、市内一円で不法投棄等監視パトロールを行います。

不法投棄と思われる廃棄物、又は行為を発見した場合には、速やかに関係機関へ通報します。

(7) 下水処理施設等運転管理

鳥取市の下水道処理施設、農業集落排水施設、雨水排水施設、し尿処理施設等の運転管理を行います。また、処理施設の見学者に対し、下水道処理施設の役割や運転方法などの説明を公社独自の手法で行い、年間を通じた取り組みとして対応を行います。

年 度	職 員 (人)			車 両 (台)
	統括責任者	機械操作員	計	
28	1	71	72	20
27	1	71	72	19
差引増減	0	0	0	1
電気・機械設備運転管理 水処理・汚泥処理全般・水質検査・砂洗浄施設 焼却施設・雨天時下水処理施設 排水機場運転管理 集落排水汚泥運搬 (管理施設) 下水処理場 3 箇所 国土交通省排水機場 10 箇所 (樋門含む) 鳥取県排水機施設 7 箇所 (樋門含む) 鳥取市排水機施設他 12 箇所 汚水中継ポンプ施設 11 箇所 農村集落排水施設 22 箇所 農村集落排水マンホールポンプ等施設 186 箇所 公共下水道マンホールポンプ等施設 87 箇所 因幡浄苑				

(8) 下水道管渠

ア 下水道管渠清掃

鳥取市内の雨水管・下水管の位置、状況を常に把握し、下水道管渠の計画的な清掃を行うことで、下水管の閉塞や悪臭等の発生を未然に防ぎます。詰まり等が発生した場合は、24 時間体制で対応します。

イ 下水道管渠調査

鳥取市の年次計画に基づき、自走式テレビカメラや小口径曲管検査用カラーTV装置等を用い、下水道管渠の調査、清掃を行います。

年 度	作業種別	予定取扱量	職 員 (人)				車 両 (台)
			運転手	技術員	作業員	計	
28	下水道管清掃	24,400 m	5	3	0	8	9
	改 築	0 m					
	調 査	144,700 m					
27	下水道管清掃	24,400 m	4	2	0	6	9
	改 築	0 m					
	調 査	144,700 m					
差 引 増 減	下水道管清掃	0 m	1	1	0	2	0
	改 築	0 m					
	調 査	0 m					

(9) 簡易水道施設維持管理

鳥取市の簡易水道施設を適切に管理し、安全な水の安定供給を行います。

年 度	個所	職員(人)	車両(台)
28	40	1	1
27	39	1	1
差引増減	1	0	0

(10) 食品リサイクルの促進

食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の再資源化を行うため、処理施設までの運搬を行います。また、食品廃棄物のリサイクル促進のための啓発活動を行います。

年 度	予定取扱量(t)	職 員 (人)			車両(台)
		運転手	作業員	計	
28	550	2	2	4	2
27	600	2	2	4	2
差引増減	△ 50	0	0	0	0

(11) 廃発泡スチロールの再資源化

事業所等から排出された廃発泡スチロール（廃プラスチック）を減容固化によりプラスチック原料（インゴット）に再資源化します。また、中間処理施設を積極的に公開する等、循環型社会の形成に向けた啓発を行います。

年 度	予定取扱量(t)	職 員 (人)			車両(台)
		運転手	作業員	計	
28	30	1	2	3	1
27	30	1	2	3	1
差引増減	0	0	0	0	0

(12) 専ら物等の再資源化

収集した廃棄物のうち金属くず類、古紙類、ペットボトル等の再生可能資源を分別し、リサイクル施設へ運搬します。また、分別精度の向上を図るための各種調査を実施し、その結果を市民啓発等に役立てます。

年 度	予定取扱量(t)	職 員 (人)			車両(台)
		運転手	作業員	計	
28	1,800	4	3	7	4
27	1,800	4	3	7	4
差引増減	0	0	0	0	0

2 収益事業1 <事業ごみ収集運搬事業>

事業活動によって生じる事業ごみのうち可燃物等の一般廃棄物を収集し、処理施設へ運搬します。

年 度	月極契約(件)	職 員 (人)				車両(台)
		運転手	作業員	事務員	計	
28	2,800	15	7	1	23	18
27	2,750	15	7	1	23	17
差引増減	50	0	0	0	0	1

3 収益事業2 <産業廃棄物収集運搬事業>

事業活動によって生じる事業ごみのうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）を収集し、処理施設へ運搬します。

年 度	月極契約(件)	職 員 (人)			車両(台)
		運転手	作業員	計	
28	2,100	19	8	27	23
27	2,100	19	8	27	23
差引増減	0	0	0	0	0

Ⅲ 職員及び車両配置

年 度	職 員 (人)				車 両 (台)			
	公益目的事業	収益事業	管 理	計	公益目的事業	収益事業	管 理	計
28	198	50	6	254	87	41	3	131
27	195	50	6	251	86	40	2	128
差引増減	3	0	0	3	1	1	1	3
注： 職員には臨時雇を含む。								